

# ●ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせです●

## 低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内



### ひとり親世帯の支援のため、 新たな給付金の支給を実施します!

#### 1. 支給対象者 (令和3年4月分児童扶養手当受給者を除く)

##### ■以下の①～②のいずれかに該当する方

- ① **公的年金等を受給**していることにより、  
**令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方。**  
●「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。
- ② **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、  
収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方。**

#### 2. 支給額

## 児童1人当たり一律5万円

#### 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。(受付期間:令和3年5月10日～令和4年2月28日)
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの市町の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。  
●申請書等はお住まいの市町のホームページからダウンロードできます。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。

支給要件など給付金に関する疑問は、下記コールセンターまでお電話ください。

厚生労働省 コールセンター ☎0120-400-903 (受付時間 平日9:00～18:00)

※申請様式の入手方法や、支給時期、申請期限は、市町によって異なります。また、ご自身が支給が受けられるかどうかなどの詳細については、お住まいの市町の「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」窓口(児童扶養手当担当)にお問い合わせください。

## 安定した就労を目指すひとり親の皆様へ

### 1 スキルアップのために職業訓練を受講する時の生活費が支給されます 高等職業訓練促進給付金のご案内

4月から対象期間・訓練内容を拡充しています(令和3年度限り)

見直し前		見直し後
1年以上の訓練等	緩和	6か月以上の訓練等に
看護師、保育士等の 国家資格取得	拡充	デジタル分野等の民間資格取得も対象に

シスコンシステムズ認定資格、LPI認定資格等

#### 支給内容はこちら(令和3年度限り)

対象者	訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方 ①児童扶養手当を受給しているか、同等の所得水準にある方 ②養成機関において、6か月以上のカリキュラムを修業し、 対象資格の取得等が見込まれる方
支給内容	訓練期間中、月額10万円(住民税課税世帯は月額70,500円) ※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算
対象となる訓練	就職の際に有利となる資格で、養成機関において6か月以上修業するもの (例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、調理師、製菓衛生師等の国家資格のほか デジタル分野等の民間資格

▶問い合わせは、市にお住まいの方は各市に、町にお住まいの方は県の健康福祉事務所へ。

### 2 その他の支援制度

#### 住宅支援資金貸付

#### 就職活動中の家賃でお悩みの方

自立に向け意欲的に取り組む、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などに月上限4万円×12か月を貸し付けます。1年間継続して就労した場合は、一括償還免除になります。  
※母子父子自立支援プログラムの策定が必要です。

▶問い合わせは、市にお住まいの方は各市に、町にお住まいの方は所管健康福祉事務所へ。

#### 自立支援教育訓練給付金

#### 訓練を受講される方

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にある方が、県・市で指定している職業能力開発講座を受講して修了した場合、受講料の60%を支給します。(上限80万円)

▶問い合わせは、市にお住まいの方は各市に、町にお住まいの方は所管健康福祉事務所へ。

#### 求職者支援訓練金

#### 再就職や転職を目指す方

離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら無料の職業訓練を受講できます。詳細は4～5ページへ。

▶詳細は、最寄りのハローワークにお問い合わせください。